

スポーツ指導と法的責任

目次

- 一 はじめに
- 二 スポーツ事故責任の法理
 - 1 スポーツ事故の民事責任
 - 2 スポーツ事故の刑事責任
- 三 スポーツ指導上の注意義務
- 四 むすび

菅野 耕毅

一 はじめに

スポーツは、健全な心身発達をめざす教育活動として、また豊かな社会の余暇活動として、さらには省力化時代の運動不足に対する健康運動として、国民の文化生活の重要な一部となっている。しかし、その一方で、スポーツの普及にともなってスポーツ事故も増大し、スポーツ関係者の責任が問題となることもあり、その責任をめぐる紛争が裁判で争われるケースも増えている。

スポーツ事故に関する法の基本的な考え方は「一般にスポーツは、国民が健康で文化的な生活を営むうえに有意義なものであるので、法は、このようなスポーツを優遇し、それに伴って生ずる事故が、右のような社会的に容認される程度のものであるときは、その原因を追求して不法行為責任を問うたりしない」（後掲判例④）ということに要約される。スポーツに付随する一定の危険については、参加者も指導者も予めこれを容認している（許された危険）はずであると解される。

しかし、予想される危険については未然に防止すべき注意義務があり（危険回避義務）、スポーツ施設開設者や主催者は安全にスポーツができるよう配慮しなければならず（安全配慮義務）、危険性の大きい格闘技等については、競技者間の技能・体力等の格差を十分に考慮して競技をすすめるべきではない（技能格差論）などといった注意義務が求められるのである。以下に、こうした注意義務と法的責任について考察してみることにはしたい⁽¹⁾。

二 スポーツ事故責任の法理

(一) スポーツ事故の民事責任

スポーツ事故の民事責任が生ずるのは、故意または過失によって、他人の権利ないし生活利益を違法に侵害し、それによって他人に損害を与えた場合である（民七〇九条）。

(1) 故意・過失

その要件の第一は、その行為が故意または過失に基づいてなされることである。故意とは違法な結果の発生を予見して行うこと、過失とは予見すべきであるのに不注意のために予見せずに行うこと（注意義務違反）である。このように過失を、違法な結果の発生を予見すべき義務を怠ること（予見義務違反）と解するのが通説であるが、最近、違法な結果の発生を避けるべき義務を怠ること（危険回避義務違反）と解する説も有力である。

違法な結果の発生を予見することが不可能であれば過失は存しない。例えば、①中学三年の野球部員がシートバッティングの練習をしていた際に、打者の後方で球拾いをしていた二年生の野球部員が、他の部員から受け取ったボールを別の部員に渡すべく振り向いてトスの動作に入った時に、打球を右目に受けて負傷した事故につき、指導教諭の過失が問題となったが、負傷生徒は少年野球で捕手を経験し野球部での球拾いにも相当習熟し自らの判断で行動できる状態であったことから、指導教諭は「生徒の自主性を尊重しつつ指導すれば足り、本件事故の発生を具体的に予見可能であったとはいえない」として過失を否定した事例（東京地判平四・三・二五、判時一四四二号一

二二頁)に見られるとおりである。

予見可能性に対する判断の違いから指導者の過失認定が分かれる場合がある。②中学校の剣道部員らが剣道の練習後に防具を収納していた際に、男子部員が竹刀と鍔を用いてホッケー遊びに興じ、振り回した竹刀が手元から飛び出して、女子部員の左目を直撃して失明させるに至った事故につき、原審は、指導教諭に竹刀の目的外使用による具体的な危険の発生を予見しうるような特段の事情はなかったとして過失を否定した(神戸地判平九・八・四、判時一六四一号一一二頁)が、控訴審は「指導教諭らにおいて、平素から剣道部員らの格技室内での行動や、竹刀や鍔の使用状況に十分な注意を払っていれば、男子部員らが竹刀と鍔を使ってホッケー遊び等を行うなど、剣道用具をその本来の目的外の用途に使用していることに気付く筈であり……竹刀を振り回したり、強振して鍔を床上を滑走させたりすると、他の部員の身体等に対する危険が生じることも容易に予測しえたものと認められるから、顧問教諭に本件のごとき事故の発生する危険性を具体的に予見することが可能とされる特段の事情があったものというべきである」として危険防止の指導監督を怠った過失を認定し損害賠償(二九二六万円)を命じている(大阪高判平一〇・五・一二、判時一六六四号六八頁)。

そのほかにも、③中学校二年の特殊学級(知能指数五〇〜六〇、小学一年程度)の生徒が、フィールドアスレチックコースでの郊外学習に参加し、引率教諭の許可を得て「高台のぼり」に登っていたところ、降りる際に足を踏み外して約二m落下し脊椎損傷等の傷害を負った事故につき「引率教諭には本件事故の予見可能性があり、また被害生徒の行動に十分注視するなどして結果を回避することも可能であった」のに「落下等の事故発生を未然に防止すべき配慮を怠った過失があった」とし、被害生徒の自己過失は考慮すべき余地はないとして損害賠償(五三一九万円)を命じている事例(千葉地松戸支判平四・三・二五、判時一四三八号一〇七頁)や、④スキューバダイビング

グに参加した女性A（二三歳）が外洋に転落し、台風の通過後で高波のため救助が遅れて溺死した事故につき、Aの両親Xらが右ツアーの主催者・引率者のYらに対し不法行為に基づく損害賠償を請求した事案において、Yらには、予見義務、予見可能性、回避義務、回避可能性等が認められず、被害者の死亡との間の相当因果関係も認められないと判示して、Xらの請求を棄却した事例（東京地判平五・二・一。控訴審の東京高判平七・八・三一、判時一五七一号七四頁は、YのAに対する直前の指示、緊急事態に対する準備および本件事故に対する対応に過失を認め不法行為責任〔損害賠償四一二三万円〕を認めた）などがある。

(2) 違法性

要件の第二は、その行為に違法性があることである。これは、人の権利や生活利益を違法に侵害することを意味する。生命の侵害は、その被害者のみならず、その父母・配偶者・子に対しても不法行為となる（民七一条）。違法な行為であっても、一定の状況のもとでは違法性が否定される場合がある。その違法性阻却事由には、正当防衛（民七二〇条一項）、緊急避難（同条二項）、正当行為、被害者の承諾などがある。

正当行為には、（イ）犯人逮捕や処刑、懲戒行為など『法令による行為』、（ロ）傷病者への治療行為、運動競技における加害行為などの『正当業務行為』、（ハ）労働争議行為や子どもの遊戯などの『社会的相当行為』がある。正当業務行為や社会的相当行為は、それが公序良俗に反せず社会通念を逸脱しない範囲において、違法性が阻却される。スポーツ競技も、これに属する。危険を伴うスポーツが許されるのは、それがもたらす個人的有用性および社会的有益性が、社会的に容認されているからである。判例には、⑤勤務会社の草野球チームの選手として出場したXが二塁を守っていて、相手会社の選手Y₁のスライディングにより衝突し負傷したことから、Xが、Y₁に対しては重過失により本件事故が発生したとして不法行為責任（民七〇九条）、相手チームの会社Y₂に対しては

使用者責任（民七一一五条一項）、相手チームの監督^{Y₃}に対しては代理監督者責任（同条二項）を主張し、それに基づいて損害賠償を請求した事案につき、「野球のようなスポーツは身体に対する多少の危険を包含するものであるから、競技中の行動によって他人に傷害を負わせる結果が生じても、そのルールに照らし社会的に容認される範囲内の行動による場合は、その行為は違法性を欠く」と判示してXの請求を棄却した事例（東京地判平元・八・三一、判時一三五〇号八七頁）がある。

『被害者の承諾（consent of the victim）』の法理とは、加害行為に対し被害者が予めそれに承諾を与えていれば、それが法令や公序良俗に反しない限り、違法性が阻却されるという法理をいう。献血目的の採血行為や移植目的の臓器摘出行為などは、この法理により違法性が阻却される。被害者は自ら同意した危険から生じた被害について賠償を求めることはできない（volenti non fit injuria）という法理の一例である。スポーツ事故についてもこの法理が当てはまる。『危険の引受（assumption of risk）』ともよばれる。

スポーツ事故でこの法理が議論されたが、適用されなかったものとして、⑥スキー場のパトロールが斜面の雪庇でジャンプして、下方で転倒し起き上がりとしていた女性スキーヤー（二三歳）の顔面にスキーを激突させて重傷を与えた事故で「スポーツやゲームに参加する者は、加害者の行為がそのスポーツやゲームのルールないしは作法に照らし、社会的に許容される程度の行動であるかぎり、そのスポーツやゲーム中に生ずる通常予測しうるような危険を受忍することに同意しているものと解する。……スキーのごとくその本来の性質からすれば個人的で完全に独立なスポーツであっても、多数の集合するゲレンデにおいて行われる場合には、これに参加するスキー客についても同様であるというべきである。したがってスキー事故も他のスポーツ事故と同様に、右の限度においてのみ違法性が阻却され、この限度を超える場合には、違法性は阻却されない」と判示したうえ、本件の場合には重大

な過失により自己の進路上に転倒したスキーヤーに気付かずにあえて雪庇の上でジャンプするという極めて危険な行為で出たために起きたものであり「右行為は、その作法と過失の程度において到底社会的に容認されうるものではない」として違法性の阻却を認めなかった事例（東京地判昭三九・一二・二一、判時三九三号一七頁）がある。

この法理を適用した事例としては、⑦小学校の体育館でPTA会員が九人制バレーボールの練習中に、セミタイトスカートのまま参加した前衛ライトのYが打球直後に転倒してXの右膝部に衝突し、Xは瞬間失神状態に陥り、右足膝内傷の傷害を受け、右足膝関節屈折不能の後遺症が完治の見込みがなくなったことから、Xが事故はYのセミタイトスカートを着用してバレーをした過失によるものであるとして損害賠償を請求した事案において「スポーツの競技中に生じた加害行為については、それがそのスポーツのルールに著しく反することがなく、かつ通常予測され許容された動作に起因するものであるときは、そのスポーツ競技に参加した全員がその危険を予め受忍し加害行為を承諾しているものと解するのが相当であり、このような場合加害者の行為の違法性は阻却されるものといふべきである」として、Xの請求を棄却した事例（東京地判昭四五・二・二七、判時五九四号七七頁）、⑧警察官同士が剣道練習中に顎に突きを受けて頸椎捻挫の負傷をした事故で「通常生許容された行動であるかぎり、被害者はその競技中に加害者の行為から生ずる通常の傷害を受けることを予め承諾していると解すべきである……。右傷害は剣道練習中に受けたといっても通常生ずる傷害の程度をはるかにこえるから、原告は右傷害を受けることを予め承諾したとはいえない」が、技術差のない相手に対する突きの技について、剣道の規則、その練習の目的効用に照らし加害者に過失はないとし、請求を棄却した事例（東京地判昭四八・六・一一、判タ二九八号二六〇頁）などがある。

(3) 因果関係

要件の第三は、その行為により損害が生じることである。まず、あの行為があれば自然にこの結果が生ずるといふ事実的因果関係がなければならぬ。それは「あれなければ、これなし」という条件関係の公式により判断される。判例にも、⑨中学生が水泳の授業中に心不全により死亡した事故につき、担当教諭が直ちに心臓マッサージを施さなかったことは過失と認めたと「右措置をとったからといって必ず蘇生するものとは限らず、蘇生しないこともあり、単に蘇生の可能性があるというに過ぎないものであるから、右不作為と死との間には因果関係があるとはいえない」として責任を否定した事例（千葉地判昭四九・一一・二八、判タ三三〇号二二二頁）、⑩中学校の体育の授業中に女子生徒がグラウンドでハードルを越えた後転倒してアスファルト舗装面に頭部を強打して負傷し、翌日死亡した事故につき、アスファルト舗装は運動施設としての安全性の点において欠けるところがあったとして営造物の瑕疵を認めたが「グラウンドが自然土又はこれに類する材質で造成されていたとすれば右事故の発生を避けることができたものとはいえない」とし死亡と営造物瑕疵との因果関係を否定した事例（東京高判昭五三・九・一八、判時九一一号一一五頁）などがみられる。

こうした事故による負傷や後遺症等の損害発生機の順序は複雑で、専門知識のない者には因果関係の立証は困難である。そこで、判例は「訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり、その判定は通常人が疑義を差し挟まない程度に真实性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつそれで足りる」としている（最判昭五〇・一〇・二四、民集二九卷九号一四一七頁）。

例えば、⑪国立工業高専の学生Xが課外活動の柔道練習に参加し、教官Aより内股から大外刈りに行く連絡変化

技の指導を受けていた際、Aの内股の投げで転倒し、急性硬膜下血腫の傷害を受け、いわゆる植物状態になった事故で、Xが国Yに対して安全配慮義務の不履行を主張して損害賠償を請求した事案について、判決は指導上の安全配慮義務違反はないとして請求を棄却したが、Xの受傷と教官の内股による投げとの因果関係については、次のように論じて因果関係を認めている（盛岡地判昭五二・二・一〇、判夕三六〇号二三二頁）。

まず、(a) Xの受けた傷害は橋静脈破綻による外傷性急性硬膜下血腫で、橋静脈付近に脳挫傷を伴うものであること、(b) 本件練習開始直前においてXの様子に特段変わった点は認められなかったこと、(c) 本件練習開始後XがAから連続変化技の指導を受ける直前に至るまで、他の者から内股、小内刈返、払い腰で投げられたが、その間Xの挙動に異常はなかったこと、(d) XはAの右連絡変化技の指導を受けた際、Aからまず内股で投げられ、次いで大内刈りで崩されたが、Aとの右練習を終えた直後急に頭部の異常を訴え、そのまま意識不明となり、身体の硬直と呼吸困難をきたしたこと、他方、急性硬膜下血腫は、(α) 特発性（病的）のものではなく純外傷性で（外見上傷のあるなしにかかわらず多少とも頭部に打撃（impact）が加わること）ひどい外傷による重篤な局限性脳挫傷を伴い、そのため外力作用部位（coup）だけでなく、反衝部位（counter-coup）にも発現し、(β) その態様は、(イ) 高度の脳挫傷、これに伴う脳表面の動静脈損傷、脳内血腫を伴うものと、(ロ) 橋静脈または脳表面の血管の破綻によるもので、脳挫傷の程度およびその役割の比較的軽少なものとに大別され、特に急激な経過をたどるいわゆる超急性硬膜下血腫になるともいわれ、(エ) 症状としては、意識清明期（lucid interval）を欠く場合が多く、たとえある場合でも、急激に頭蓋内圧亢進症状をきたし、そのため受傷直後からかなり強い意識障害が続き、それに伴って呼吸器障害、圧迫脈などのある程度の所見がそなわっている例が多いとされており、以上の諸点はほぼ脳外科学の定説と考えられることなどを、総合検討したうえ「他に特段の事情が認められないかぎり、経験則上Xの本件受傷

はAから内股で投げられた際、頭部に何らかの衝撃（impact）を受けたことに因って発生したものであるといえ、結局Xの本件受傷とAの内股による投げとの間に因果関係を肯定するのが相当である」と判示した。

しかし、本件の控訴審は「H鑑定および前記証拠を検討した結果頭部への直接打撃以外の「衝動（impulse）」によって急性硬膜下血腫発症の医学的可能性のあることが判明したので、本件発症の病理学的説明は遂になしえないものの、その原因として経験則ないし学理に基づきこれを頭部に直接加えられた外力であるとの推認をなすべき限りでない」として因果関係を否定している（仙台高判昭五九・九・二八、判夕五四〇号二〇四頁）。

このような事実的因果関係はもとよりのこと、過失ある行為が不作為の行為である場合などには、そうした不作為と損害との間に因果関係を認めるのが相当であるかという法的因果関係を判断しなければならない。これは「あれあれば、通常これあり」という相当因果関係の公式によって判断される。判例には、⑫高校一年の女子生徒Aが体育授業の持久走（約二〇分間で全長一三〇〇mを自己の能力に応じて走る）に参加して急性心不全により死亡した事故につき、教師（学級担任、学年担任、体育担任）、学校医等が、事故防止のため必要な措置（Aは心肥大の疾患のため管理指導区分上注意観察が必要とされ、異常のあるときは医療を行うべき段階に分類されているので、個別指導をし、過激な運動を差し控える）をとらなかつたとして責任を追及された事案について「Aの管理指導区分はC2とされ……Cを体育についていえば、軽度（徒手運動、リズム運動等）は疲労しない程度にできるものとされ、中等度（軽度の器械運動、ボール運動等）は疲労しない程度に注意して行うこととされ、さらに高度（高度の器械運動、ボール運動及び陸上運動等）は、疲労しない程度に特に注意して行う但し競争はさけるとされており……C2の2は、要観察、異常のあるとき及び六か月ないし一年に一回受診し、必要があれば医療を行うものとされている」ことからすると「右教諭らがAの疾患について正確な知識をもたず適切な指導を怠つたとしても、

Aの疾患が前示のようなものであった以上、本件事故との間に相当因果関係があったといえることはできない」として因果関係を否定した事例（大阪地判昭四八・一一・二〇、判時七四九号八七頁、大阪高判昭五二・一・二八、最判昭五四・七・三一）、⑬中学二年生Xが体育の授業として同級生とサッカーの試合をしていたところ、Aとこぼれ球を蹴り合った際、腹部を膝で蹴られ一二〇日間の入院を要する外傷性膵炎等の傷害を負った事故につき、担当教諭B不在のため代替を務めたC教諭が指導監督を怠った過失を問われた事案について「代替教諭が試合に立ち会わず、試合進行をほぼ生徒らに任せきりにし、審判、線審をつけるような指示もしていないことなど前判示の諸点は、生徒らの安全を確保するについては不十分なものであり、C教諭には生徒らに対する安全配慮に欠けるところがあったと認められる」としてC教諭の過失を認定したが、「仮に同教諭が本件授業の試合に立ち会うなどしていたとしても、C教諭が本件事故を未然に防止することは極めて困難であったと認める他はなく、C教諭の前記注意義務違反と本件事故発生との間には相当因果関係を認めることはできない」として因果関係を否定した事例（浦和地判平四・一二・一六、判時一四六八号一三八頁）などがある。

(4) 損害賠償責任

(a) 損害賠償の方法 損害賠償の方法は「金銭賠償」（民七二二条）にして「一時金賠償」を原則とする。名誉毀損の場合は、損害賠償に代えまたは損害賠償とともに「原状回復」も認められ（民七二三条）、それは「謝罪広告」や「記事取消広告」を新聞等に掲載する方法がとられる。

(b) 損害賠償の範囲と金額 損害賠償の範囲は、「通常生ズベキ損害」を原則とし、特別の事情による損害は「予見シ又ハ予見スルコトヲ得ベカリシトキ」にのみ賠償範囲に入れる（民四一六条）。（イ）生命侵害においては、葬式費用・死体運搬費・墓碑建設費等が財産的損害となる。生命保険金・香奠等は除外する。逸失利益は、年

間収入から生活費を控除して（損益相殺）年間純利益を算出し、これに稼働可能年数を乗じて稼働可能期間中の純利益額を算出し、これから一定の年利率による中間利息を控除して現在価額に換算する。傷害の場合は、治療費・入院費・付添費用、休業による逸失利益、後遺障害による逸失利益などが財産的損害である。後遺障害は等級により労働能力喪失率を出し、それに純利益額を乗じ、これから中間利息を控除して損害額を算出する。（ロ）生命・身体の侵害による精神的損害は、「慰謝料」の対象となる。慰謝料は、当事者の社会的地位・職業・資産・年齢、加害者の故意過失の程度・反倫理性などを考慮して算定する。

(c) 過失相殺 被害者側にも過失があったときは、裁判所は損害賠償額の算定にあたり、これを斟酌することができる（民七二二条）。判例には、⑭中学三年の水泳部員が逆飛び込みの練習中にプール底に頭部を打ちつけ重廃疾の傷害を負った事故で、顧問教諭が練習に立ち会わず指導しなかった過失を主張して損害賠償請求がなされた事案について、教諭の指導上の過失を認めたが、被害生徒にも過失ありとして二〇%の過失相殺をして一億八三万円の支払いを命じた事例（横浜地判平四・三・九、判時一四三三二号一〇九頁）、県立高校の生徒Xが野球部の試合で三塁手の控えの選手として参加し、試合前のノックの際に三塁のコーチス・ボックス付近にいたところ監督のノックしたライナー性の打球が飛んできてXの顔面右眼付近を直撃して負傷した事故につき、監督の指導上の過失を認定したが、Xにも過失があったとして二〇%の過失相殺を認め、県に一四四〇万円の損害賠償支払いを命じた事例（後掲判例④⑦）、スキューバダイビングでの溺死者にも過失があったとして四〇%の過失相殺を認めた事例（前掲判例④）、スキー場のコース途中の橋から転落し死亡したスキーヤーにも無理な滑降をした過失があったとして六〇%の過失相殺を認めた事例（後掲判例①⑦）、プールの廊下で滑って骨折した者にも過失があったとして四〇%の過失相殺を認めた事例（後掲判例⑱）、プールの集水口に吸い込まれて死亡したのは生徒本人の悪戯にもよると

して八〇%の過失相殺を認めた事例（後掲判例③⑨）などがある。

(5) スポーツ指導者の使用者等の責任

他の者を使用して事業をする者は、その被用者が職務を行うにつき第三者に与えた損害を賠償する責任（使用者責任）を負う（民七二五条一項）。使用者に代わって監督する代理監督者も同様の責任がある（同条二項）。使用者と被用者の責任は、連帯債務である。使用者や代理監督者が賠償したときは、被用者に対し求償権を有する（同条三項）。

判例には、⑮私立大学の野球部がグラウンドで練習中に塀の破れた穴からグラウンド内に入って遊んでいた幼稚園児の左頭部に投球が当たり傷害を負わせた事故につき、指導者である部長には部員のみならず見物人等にも安全についての注意義務があることを前提に過失ありとし、学校法人に使用者責任（損害賠償一一六万円）があるとした事例（東京地判昭四九・四・九、判時七五三三〇頁）、⑯体育文化協会主催の「残雪の八ヶ岳縦走」に参加した女性（二七歳）が横岳を過ぎて鉾岳のトラバースルートを通過中に滑落して死亡した事故につき、リーダーは不法行為責任、主催者の体育文化協会は使用者責任、協会の事務局長は代理監督者責任を、それぞれ命ぜられた（損害賠償二〇三三万円）事例（静岡地判昭五八・一二・九、判時一〇九九号二二頁）などがある。

(6) スポーツ施設等の設置管理者の責任

体育館・プール・グラウンド・スキー場などのスポーツ施設に、設置上または管理上に瑕疵があり通常有すべき安全性を欠いていたために事故が発生したときは、その設置管理者がその損害賠償の責任を負う（民七二七条、国賠二条）。判例には、⑰大学生Xが、村の管理するスキー場滑降コースを滑降中に途中の橋の上でバランスを崩して、橋の両脇に張られていた転落防止用ネットに衝突し、橋とネットの隙間から一一m下のジャンプ台施設上に転

落して死亡した事故につき「本件橋上にスキーヤーの転落防止のための十分な設備を整える必要があったにもかかわらず、本件橋上の本件ネットは十分な強度をもったものではなく、到底スキーヤーの転落防止に耐え得るものではなかった」としてスキー場管理者の村に営造物設置管理の瑕疵に基づく損害賠償責任（国賠二条）を認めたと、Xにも自己の技量に応じた無理のない滑降をすべき注意義務を怠った過失があるとして六〇%の過失相殺をして損害賠償（三六二二万円）を命じた事例（東京高判平一〇・一一・二五、判時一六六二号九六頁）や、^⑮スポーツクラブの女性会員X（五五歳）が一階のプールで水中体操をして二階のロッカールームに行く途中、廊下に溜まっていた水に足を滑らせて骨折等の傷害を負った事故につき、施設の瑕疵を認定し、プール管理者の施設設置管理の瑕疵に基づく損害賠償責任（Xにも自己過失があるとして四〇%の過失相殺をして損害賠償三三二万円）を認めた事例（東京地判平九・二・一三、判時一六二七号一二九頁）、グラウンドのアスファルト舗装を営造物の瑕疵と認めたと（事故との因果関係は否定）事例（前掲判例^⑩）などがある。

（二）スポーツ事故の刑事責任

スポーツ事故の刑事責任は、多くは業務上過失致死傷罪（刑二二一条）として扱われる。

（1）構成要件の該当性

刑事責任のための要件は、第一に、その行為が刑法法規の構成要件に該当することである。業務上過失致死傷罪の場合、業務上必要な注意を怠り（業務上の過失）、それによって人を傷害または死に致す（因果関係）ことである。

(a) 業務上の過失 業務上の過失によることを要する。業務とは、社会生活上の地位に基づき反復継続して従事する仕事をいい、業務上の過失とは、業務につき法令上または経験上当然に要求される注意を払わないことをいう。取締法規や就業規則に従っただけでは足りず、具体的状況に応じて要求される注意を尽さなければならぬ。例えば、①⑨高校の山岳部の行事として顧問教諭が六名を引率して登山を実施した際に、コースを誤って生徒二名が岩壁下に転落して死亡した事故につき「引率教官たる者は、職務上当然に生徒の生命身体を害するが如き結果の発生を防止すべき義務を負う」ものであり、事前に十分な調査および準備をし、登攀開始後も緩急に応じて応急の措置をとるなど「事故の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務がある」と論じ、顧問教諭の事前調査の不十分、登山中の情勢判断の過誤、無謀な登攀等につき業務上過失致死罪（罰金三万円）の成立を認めた事例（札幌地判昭三〇・七・四、判時五五号三頁）がその例である。

しかし、自然的条件により、そうした事故発生を未然に防止することが著しく困難ないし不可能な場合もある。そうした場合は『不可抗力 (act of God)』として過失責任は問われない。例えば、②⑩中学校の夏期水泳訓練中に、異常潮流のため三六名の女生徒が溺死した事故につき、これを不可抗力として指導教員らの刑事責任を否定した事例（名古屋高判昭三六・一・二四、判時二六三号七頁）^②、②⑪中学校教諭が生徒一名を引率して地区生徒会の活動として河川敷にキャンプ設営をしたところ、予期せぬ局地的集中豪雨による増水のため、応援の教諭一名と生徒八名が溺死した事故につき「偶然的、不可抗力的事実に基因するものである」として引率教諭の過失を否定した事例（宮崎地判昭四三・四・三〇、判時五二二号一三頁、福岡高宮崎支判昭四四・三・四、学判四七八頁）^③、②⑫高校の山岳部の冬山登山中に猛吹雪に遭い、生徒三名が凍死した事故につき、この登山の引率行為を教育活動としてその業務性は認めたと、引率教諭の行動と措置は「当時の悪天候の中ではやむを得ないものである」として無罪と

した事例（山形地判昭四九・四・二四、判時七五五号三九頁）^④などの場合がそうである。

また、多数の者が相互に安全迅速に活動するために、各人が守るべきルールがあり、それを守ることを前提に行動せざるをえない。そこで、行為者は行為をなすにあたって、相手がルールに従った適切な行動をすることを信頼するのが相当な場合には、たとえ相手の不適切な行動のために事故が生じたとしても刑事責任は問われずとする法理が提唱されるに至った。いわゆる「信頼の原則（Vertrauensgrundsatz）」である。これは、当初は交通事故の過失責任を限定する法理として発展してきたが、最近では、チーム医療における事故責任においても適用されるようになった。これは、相互にルールを厳守することを前提に競技しなければならない危険要素を含む各種スポーツにおいても、その法的責任の判断において考慮されるべき法理といえよう（例えば後掲判例^④など）。

(b) 因果関係 次に、業務上の過失と傷害・死亡との間に因果関係が存することを要する。判例には、^②夜間潜水の講習指導中に、指導者が不用意に受講生らの側から離れて同人らを見失い、受講生が圧縮空気タンク内の空気を使い果たして溺死するに至った事故につき「指導補助者及び受講生の不適切な行動が介在した場合でも指導者の行為と受講生の死亡との間に因果関係がある」と判断して業務上過失致死罪（罰金一五万円）とした事例（大阪地判平三・九・二四、大阪高判平四・三・一一、最判平四・一二・一二、スポーツ六法〔平一一〕四八五頁）がある。

(2) 違法性

要件の第二は、その行為が違法であることである。構成要件に該当する行為は通常は違法であるが、特別の事由があれば、違法性が阻却される。その違法性阻却事由には、正当行為（刑三五条）、正当防衛（刑三六条）、緊急避難（刑三七条）、被害者の承諾などがある。

判例には、②友人を相手に空手練習中に興奮のあまり一方的に殴打、足蹴りの暴行を加えその相手を肋骨骨折に基づく出血により死亡させるに至った事故につき「スポーツの練習中の加害行為が被害者の承諾に基づく行為としてその違法性が阻却されるには、特に『空手』という危険な格闘技においては、単に練習中であつたというだけでは足りず、その危険性に鑑みて、練習の方法、程度が、社会的に相当であると是認するに足りる態様のものでなければならぬ」ところ「本件行為は違法なものである」として傷害致死罪（刑二〇四条）の成立（懲役二年）を認めた事例（大阪地判昭六二・四・二一、判時一二三八号一六〇頁）、②大学の空手愛好会の新人部員が退部を申し出たところ、上級生部員がいわゆる「最後の練習」に参加させ集団的に暴行を加えた結果死亡した事故につき「被告人らの判示所為が、いずれもいわゆる被害者に対する制裁の目的で行われたものであつて、訓練ないし錬成の目的でなかつたことは、明らかであり、『スポーツ』として違法性が阻却されると解する余地はない」として副会長と上級生部員三名につき傷害致死罪の成立（懲役三〜二年、執行猶予五〜三年）を認めた事例（東京地判昭四七・三・八、学判一〇二二号三頁）などがある。

現代社会では、高速度交通機関、有毒物質を扱う化学工業、原子力発電、危険を伴う先端医療など、相当の危険を伴うけれども必要不可欠とされる活動が多い。これらは危険だからといって全面的に制限することはできない。こうした社会的に有益で不可欠な行為から生じた事故の過失責任を軽減するために、その違法性の阻却を論証する根拠として『許された危険 (erlaubtes Risiko)』の考え方が提唱された。これは、危険を伴う社会生活上必要な行為について、その行為の社会的有益性を根拠に、発生した危険を許容するという法理であり、過失犯の場合に適用される。スポーツにも、高度技術を要する登山、危険性の高い器械体操、攻撃・防御の激しい格闘技など、かなりの危険を伴うが社会的に有益なものがあり、こうしたスポーツにおける事故の刑事責任についても、この法理が適用

される。

(3) 有責性

要件の第三は、その者の構成要件に該当する違法行為が非難に値すること（有責性）である。すなわち、その者に責任能力があり、また適法行為の期待可能性があることを要する。一四歳未満の者や心神喪失者など責任能力がない者の違法行為は非難に値しないものとされる。また、適法行為を期待することが不可能な状況においては違法行為を非難することはできない。例えば、^{②⑥}小学校の水泳訓練中に河川で児童が溺死して担任教員が業務上過失致死罪に問われた事案で、それは準備計画がずさんであったことに起因しその責任は計画立案者の校長に帰すべく、担任教員が指導監督に用いた以上の注意と努力を期待することはできないとして、無罪の判決をした事例（岡山地判昭三四・一〇・一三、下刑集一卷一六号二一七四頁）のはその例である。

(4) 刑 罰

上記の要件が満たされると犯罪が成立して、刑罰が科される。業務上過失致死傷罪の刑罰は「五年以下の懲役若しくは禁錮又は五〇万円以下の罰金」である（刑二二一条）。

なお、傷害罪は「二〇年以下の懲役又は三〇万円以下の罰金若しくは科料」（刑二〇四条）、傷害致死罪は「二年以上の有期懲役」（刑二〇五条）、過失傷害罪は「三〇万円以下の罰金又は科料」（刑二〇九条）、過失致死罪は「五〇万円以下の罰金」（刑二二〇条）の刑である。

三 スポーツ指導上の注意義務

(一) 事前指導の注意義務

(1) 健康診断・検査施行義務

スポーツ等の運動を行わせるに当たっては、指導者はその対象者に対して、事前に、健康診断、試走・試行、体調不調者の自己申告調査などの健康チェックを実施して、その安全確保のために万全を尽すべき注意義務がある。

判例には、⑳ 高校一年生Xが体育授業の持久走に参加して意識不明となり、救急車で大学病院に搬送され、間もなく死亡するに至った事故につき、学校から心電図検査を委託していた会社（その担当医師）はXの異常を看過した過失、学校はXのそれまでの健康状態からみて精密検査実施・運動制限の措置をとらなかつた過失が問われたが、右会社の責任については、事前の心電図検査によればXには心内膜床欠損症を疑わせる第一度房室ブロックが出ており担当医師はこれを報告書に記載しなかつた過失があるが他の検査結果を総合すると心内膜床欠損症ではなかつたとして会社の責任を否定し、また、学校の責任についても、Xが健康でスポーツ好きであつたこと、健康診断で異常が発見されなかつたこと、今回の持久走は自主的にペースを設定できるものであつたことから、本件事故を予見して精密検査実施・運動制限措置をとるべき注意義務はないとして責任を否定した事例（東京地判平七・三・二九、判タ九〇一号二一六頁）、㉑ 高校三年生が全校マラソンに参加してスタート直後に倒れ病院に運び込まれたが、心不全により死亡した事故につき、学校の責任原因について事前の健康チェックについては、健康診断、数

度の試走、体調不調者の自己申告調査などを実施し万全を尽していたことを認定して学校の責任を否定した（その他の安全保護義務に違反はあるが、それと生徒死亡との間には因果関係がないとした）事例（静岡地富士支判昭六三・一〇・四、判時一三〇九号一三一頁）、^{②⑨}心室性期外収縮の疾患（管理区分E3で医師から特に運動制限の指示なし）のある小学六年女児がマラソン大会前日の練習中にゴール手前で倒れ心不全で死亡した事故につき、両親は校長が近接した日時に健康診断をせず駆け足訓練、耐寒登山、マラソン練習と続く無理なカリキュラムを作成したとして、市に損害賠償を請求した事案で、校長と担任教諭の過失を否定した事例（大阪地堺支判平五・一二・二二、判時一五一一号一一三頁）などがある。

(2) 用具等の安全点検義務

スポーツ用具のなかには、その取扱如何によっては危険性のあるものがある。そうした危険性のある用具類については、指導者は、自ら必要な検査を適切に行ってその安全を確認し、また参加者等にも十分に用具の安全点検を行うよう指示するなどして、用具による危険が生じないように注意する義務がある。

判例には、^{③⑩}スキューバダイビング会社が主催するダイビングツアー兼潜水指導教室に参加したXが、実習を受けるため準備運動をし、他の参加者が車に積んであった潜水用高圧空気ボンベを下ろしてそのバルブにレギュレターを取り付けていたところ、ボンベが破裂し、Xは左頸骨・腓骨骨折および肺内血腫、腎機能不全等の傷害を負った事故につき、指導員には、外観検査を適切に行わずに高圧空気をボンベ充填した過失、ボンベの錆を十分点検しないで参加者に使用させた過失があり、会社代表者には、指導員に対する指導監督を怠った過失があり、会社にはボンベの検査および取扱いを適切に行いボンベが破裂することがないよう配慮すべき義務違反があったとして損害賠償責任（六四〇〇万円）を認めた事例（東京地判昭六三・二・一、判時一二六一号二八頁）がある。

(3) 実施計画の策定義務

スポーツの練習等の企画実行に当たる指導者は、未熟者の練習の際に必要な監視や救助体制を整える練習計画を策定すべき注意義務がある。

判例には、③①国立大学教育学部の水泳実習において一人の学生が溺死した事故につき、水泳実習の企画実行に当たる教官は、水泳未熟者の遠泳基礎練習の際に必要な最小限の監視・救助体制を整える実習計画を策定すべき注意義務があったのに、これを怠った過失があるとして国の賠償責任（一五〇〇万円）を認定した事例（名古屋高金沢支判昭五二・九・二八、判タ三六六号二三〇頁）や、③②高校総体に備えて柔道部が五日間の合宿練習をした際、二年の生徒が乱取り練習中に内股で投げられ負傷した事故につき、計画立案から直接指導までの注意義務を詳細に検討して、コーチには計画立案から直接指導まで指導上の過失はないとして責任を否定した事例（広島高判昭五五・四・一六、鳥取地判昭五四・三・二九、判時九四一号一〇五頁）などがある。

(4) 事故対策要綱の周知徹底義務

体育館やグラウンドなどで多数の者が多様なスポーツ種目を練習するような場合には、指導者は、適切な事故防止対策を検討し、その事故防止要項の周知徹底を図って事故防止につとめる注意義務がある。

判例には、③③高校のハンドボール部員がコートのライン引きをしていたところ、近くでフリーバッティング練習をしていた野球部員の打った打球が飛んできて、頭部を直撃した事故につき、校長としては、事故対策の申合せ事項の周知徹底を図り、もって事故発生を未然に防止すべき注意義務を負っているのに、それを怠った過失があるとして設置者たる県の損害賠償責任（一〇四一万円）を認めた事例（福岡地小倉支判昭五九・一・一七、判タ五二五号一八三頁）がある。

(二) 競技実施に際しての注意義務

(1) 競技者の技量に応じた指導義務

スポーツ競技の指導者は、競技をする者の生命・身体が損なわれることのないよう、その競技者の資質・能力・目的等に応じて適切な手段・方法により指導すべき注意義務がある。競技者が未熟な初心者である場合には、指導者は、そのレベルに適合するような施設設備あるいは用具類を選び、経験の浅い初心者に危険が生じないように特段の注意を払う義務があるといわなければならない。

判例には、^{③④}テニスクラブで受講中の女性が練習中ボールが眼に当たり負傷した事故につき「テニスクラブのコーチとして受講者の生命・身体を損なうことのないように、その受講者の資質、能力、受講目的に応じた適切な手段、方法で指導すべき注意義務がある」のにそれを怠った過失があるとしてクラブ経営の会社に損害賠償（八〇万円）を命じた事例（横浜地判昭五八・八・二四、判時一〇九一号一二〇頁）、^{③⑤}小学六年の男児（イギリス国籍）が水泳の課外授業での逆飛び込み練習中に頭をプールの底部に打ちつけ受傷した事故につき、本件プールが、飛び込み技術が未熟な小学校児童が逆飛び込みを行うには、水深が浅く、構造上危険なプールの疑いがあり、指導者には特段の注意義務があったにもかかわらず、これを怠った過失があるとして損害賠償（三三二四万円）を認めたとした事例（大分地判昭六〇・二・二〇、判時一一五三号二〇六頁）など、その競技者のレベルに適合する方法で指導すべき注意義務を怠った過失を認定したものがある。

一方、競技者が難度の高い技も行える程の技量を有するとして、指導者の過失を否定したものもある。^{③⑥}高校三年の体操部員は、日本ジュニア体操選手権大会に出場するため上京の途中に、体操部監督教諭の母校の大学体育館

で、いわゆるウルトラCに属する難演技を練習中に、床面に転落して頭髄損傷等の傷害を受けた事故につき「全国総合体育大会で個人総合二位になった程の技量の持主」であり、事故防止措置が不十分であったともいえないとし監督教諭の過失を否定した事例（広島地判昭五三・五・二三、判時九一一号一四八頁）である。

(2) 技能・体力格差の考慮義務

団体競技であれ、個人競技であれ、競技対戦者相互間にその技能や体力等に格差があることによって重大な事故が起こるおそれがある場合には、その競技の指導者は、そうしたことが起こらないように相互の技能格差を考慮して適切な対戦相手を選ばせるように配慮すべき注意義務があるといえよう。いわゆる『技能格差論』である。

判例には、『技能格差論』を考慮しつつも、指導者の対戦相手選択が不相当とはいえないとして指導者の過失を否定した事例がある。③⑦高校ラグビー部の顧問教諭が、選手不足の社会人チームの要請に応じ自校ラグビー部員数名のほか他校の部員Xにも社会人チームへの参加を呼びかけ練習試合をさせたところ、Xが競技中にタックルされて転倒し受傷して翌日死亡するに至った事故につき「高校のクラブ活動として行われるラグビー部の指導者としては、高校生チームを成年チームと対戦させるにあたっては、相手方チームの技能、体力を考慮するほか、高校生の技能、体力、体調等にも注意し、両チームの技能、体力等に格段の差があるようなときは、その対戦をとりやめるなどして、両チームの技能、体力等の差に基因する不慮の事故が起こることのないようにすべき注意義務がある」と論じて、いわゆる『技能格差論』を展開したが、本件顧問教諭に、死亡事故発生を予測させるほど体力・技能の格差があったかどうかについて注意義務違反の過失があったとはいえないとして県の賠償責任を否定した事例（最判昭五八・七・八、判時一〇八九号四四頁、判夕五〇六号八一頁）^⑤である。

また、格闘技に関しては、③⑧中学校柔道部が夏休みに中学校選手権大会に向け強化練習として、正選手二名のた

め部員が交替で相手となり回し乱取り練習が行われ、X（入学して柔道を始め六月からは民間道場に週二回通っていた一年生）も正選手C（小学一年から柔道を始め初段を有する二年生）の相手となり、CがXに大外刈りをかけた際、引き手は離さなかつたものの、その技が極めてタイミングよく決まり、Cが勢い余ってXと重なるように前方に倒れ込んだため、Xは受け身もできない状態で頭から後方に転倒し、頭部を畳に強打し、重度の後遺障害が残った事故につき、原審は「B教諭が対外試合前の強化練習として取り入れた回し乱取り練習は、技能格差が大きい部員を相手にさせると受け身ができない程に技がタイミング良く決まる危険性があることから、正選手と格段に技能の差がない者を選んで相手をさせるべきであった」のに「Xを技能格差の明らかなCとの対戦相手とさせたことは、生徒の安全配慮義務を怠った過失があった」と判示した（広島高判平六・三・一六、判時一五〇五号七四頁）が、上告審は「技能を競い合う格闘技である柔道には、本来的に一定の危険が内在しているから、その指導に当たる者は、常に安全面に十分な配慮をし、事故の発生を未然に防止すべき一般的な注意義務を負うものである」と論じた上で「Xの受け身の習得度合いに加えて、Xの乱取り練習及び回し乱取り練習の経験の程度、Xが既に回し乱取り練習においてCの練習相手をして特に危険が生じていなかったこと等、前記の事実にかんがみると、XとCとの間に大きな技能格差が存在することを考慮しても、指導に当たったB教諭に……安全面の配慮に欠けるところがあったとすることはできない」と判示した事例（最判平九・九・四、判時一六一九号六〇頁）がある。

(三) 競技実施中の注意義務

(1) 競技監視・競技者観察の義務

スポーツの練習や競技における競技者の安全確保のため、監視員による監視義務や指導員による観察義務が求められることが多い。特に水泳の練習や競技にはプール事故が少なくないため、監視員を配置し水死事故等が発生しないように監視すべき注意義務があるといえよう。

判例には、プールの監視員の監視義務違反を認められたものとして、³⁹ 中学二年の男子生徒が夏休みに同校のプールで水泳中に集水口へ吸い込まれて死亡した事故につき、学校に管理上の過失、監視員に監視上の過失を認めた（集水管に吸引されたのは生徒のいたずらの度が過ぎたことによるとして八〇%の過失相殺を認めた）事例（最判昭五二・一〇・二五、スポーツ六法〔平一一〕四四八頁）がある。しかし、その一方、参加者たちが注視している状況では監視員を配置するまでもないとした事例もある。中学生が水泳授業における飛び込みテスト中に心不全により死亡した事故につき、監視態勢が問題となったが「プール端に並んでいるこれからテストを受ける生徒たちの目はその殆どがプール面に注がれているし、プール中の生徒の前後には他の生徒が泳いでいるのであって、水泳中の生徒に異常事態が発生すれば、直ちに発見しうる状況下にあるのであるから、更に監視員を置く必要はない」として監視態勢に不備はなかったとした事例（前掲判例⁹）である。

そのほか、幼児の綱引き練習の監視義務については、⁴⁰ 幼稚園運動会の綱引き練習中に園児の一人が綱と鉄柱との間に指を挟まれて切断した事故につき、綱引きの双方の状況をよく監視すべき義務があるのに、それを怠った過失があるとして幼稚園経営者の損害賠償責任（五〇万円）を認定した事例（大阪地判昭四八・六・二七、判時七二

七号六五頁）があり、高校生の野球練習の監視義務については、④1 高校生が野球部の合宿練習中に日射病で死亡した事故につき、高校生は成人に準ずる程度の判断力を有するから、生徒から体の不調の訴えがあるなど何らかの疾病・事故の生ずることを予見することが可能であるような特段の事情のない限り、生徒の練習の模様を逐一監視するまでの注意義務はないとして、学校側の損害賠償責任を否定した事例（盛岡地判昭六〇・二・二一、判タ五五五号二四八頁）がある。

(2) 競技立会い義務

このような、スポーツの練習や競技における競技者の安全確保のための監視・観察義務について、とくに指導者の「立会い」の有無に焦点を当て議論されることがある。

判例には、指導者の「立会い」がなかったことを過失と認定したものに、中学校のサッカー授業で負傷した事故につき「教諭が試合に立ち会わず、試合進行をほぼ生徒らに任せきりにした」ことは安全配慮義務に反する過失と認定した事例（前掲判例⑬）、中学校の水泳部の飛び込み練習でプール底に頭部を打ち負傷した事故につき「顧問教諭が練習に立ち会わず指導しなかった」ことを過失とした事例（前掲判例⑭）、④2 中学二年男子生徒の跳び箱の前方倒立回転飛び運動の正課授業の際、生徒らの自主練習に任せていたところ、着地に失敗した生徒が右足首を骨折した事故につき、担当教諭は授業に立会い、監視のうえ適切な個別指導をすべきところ、練習開始後間もなく授業現場を離れるなどして指導を怠った過失があるとして損害賠償責任（二九一万円）を認めた事例（鹿児島地判平元・一・二三、判タ六九三号一六九頁）、④3 中学三年生が水泳部の部活動でスタートの練習中にプールの底に頭部を強打して頸椎骨折、脳挫傷で全身麻痺となり、自力で日常行為ができなくなった事故につき、顧問教師が立ち会っていなかったことをもって学校の安全管理に過失を認めて市に損害賠償（二億六〇〇〇万円）を命じた事例（山

口地岩国支判平七・一・二七、スポーツ六法〔平一一〕四五頁）や、④④高校二年生が体操部の活動でミニトランポリンを用いて前方抱え込み二回宙返りを練習中に失敗して着場所に敷いてあったエバーマットに頭部を激突させ頭髄損傷の傷害を負い、将来にわたり終日の付添看護を要することになった事故につき、体操競技のような危険性の高いクラブ活動の指導には実技練習に立ち会う義務があるのに、指導講師がこれを怠った過失があるとして県の損害賠償責任（六九五〇万円）を認めた事例（浦和地判平三・一二・一三、判時一四三五号一〇九頁、東京高判平七・二・二八）などがある。

通常さほど危険性のないスポーツの練習や競技においては、必ずしも指導者の「立会い」が求められるわけではない。判例にも、④⑤高校野球部の活動中にバッティング投手をしていた生徒が頭部に打球の直撃を受けて右眼が失明した事案につき、本件野球部の練習は特に危険なものではなく、被害生徒が十分注意すれば避けられた事故であって、監督教諭が練習に立ち会っていないことが過失があるとはいえないとして損害賠償請求を棄却した事例（東京地判昭六三・二・一九、スポーツ六法〔平一一〕四五頁）がある。

(3) 安全配慮義務

これまで論述したことを含めて、危険性を伴うスポーツ等の指導に携わる者には、その参加者に危険な結果が生じないように、適切な指導をし必要な措置を講じる注意義務、いわゆる安全配慮義務がある。

とくに、練習に指導参加した指導者自らのミスによる事故の場合には、指導者の安全配慮義務が加重される。例えば、④⑥高校野球部員Xが、三塁手の控えの選手として試合に参加し、三塁コーチ・ボックス付近にいたところ、試合開始前のノックで同部の監督がレフトノックのための球を打ち損じたため、ライナー性の打球が左側にそれ三塁コーチ・ボックス方向に飛び、その打球が外野に声をかけて本塁方向に振り向こうとしたXの顔面右眼付近を直

撃して負傷した事故につき「ノックをするに際しては、ノックを受ける選手が所定の位置につき、その準備が整ったことを確認し、十分意思の疎通を計ってからノックすべきことは言うまでもないが、同時に打球の方向にいる他の選手の動静にも注意を払いその安全を確認したうえノックすべきであって、各選手の態度如何によっては、ノックを一時中止してその注意を喚起し、危険の発生を未然に防止すべき義務がある」のに「Xらの動静に注意を払うことなく、漫然とノックをし、誤って同方向にライナー性の打球を飛ばした過失」があるとし、Xの不注意につき二〇%の過失相殺をして同校の設置管理者である県に損害賠償（一四四一万円）を命じた事例（広島高判平四・二・二四、判タ八二三号一五四頁）である。

一方、スポーツ競技への参加者が成人である場合には、スポーツ競技の試合や練習に付随する一定の危険については自己の判断と責任においてその危険を回避する義務があるものといえよう。次の判例は、そうした視点に立つて判断している。④7テニス教室でテニスの練習中に、練習生の打ったボールが、コート脇で待機していた別の練習生の顔面に当たり負傷した事故において、コーチの安全配慮義務とボールを打った練習生の注意義務が問題となったが、コーチについては「プレーの順番を待つ練習生がどの位置において待機するかはその練習生自身の判断と責任において決せられるべきものであって、現に練習を指導しているコーチはそのプレーにこそ細心の注意を払うことが要請されているのであるから、待機中の練習生の待機位置などについては、各練習生自身が適切に対処するであろうことを期待してよく、事細かな指示を与えるべき注意義務はない」とし、ボールを打った練習生については「ルールを遵守してまじめに練習に取り組んだ結果、ミスをしたとしても直ちに過失があるとはいえないことは明らかであり、ミスショットをしない注意義務があったなどといえないことは自明の理である」として、いずれも過失責任はないとされた事例（横浜地判平一〇・二・二五、判タ九九二号一四七頁）である。

スポーツ指導者が指導中に負傷したような場合の責任はどうか。その指導者とスポーツ教室主催者との間に使用従属関係が認められる場合には、スポーツ教室主催者の安全配慮義務に基づく責任が認められる可能性はある。判例には、④教育委員会Y主催のテニス教室で初心者を指導していたX講師が、同一コートの他の HALFコートでA講師の指導を受けていたB受講生の打ち返したボールが眼に当たって負傷した事故で、Xは、Yからテニス教室講師を委託されたC講師がこうした事故を回避するために講師と受講生の配置決定に当たり間隔を配慮すべき注意義務を怠ったためだと主張し、Yに対しCを履行補助者とする安全配慮義務違反に基づく責任を追求したが、判決は、XとYの間には使用従属関係が認められず、C講師はYからテニス教室の指導を委託されたが他の講師に對して指揮監督する権限はなく、コートを二分した HALFコートにおいて各講師が二組に分かれた受講生に球出しをし受講生が返球するという練習方法は社会的に相当な方法であり、むしろXには受講生の動静や打球方向に注意し自ら衝突事故を回避する注意義務があるのに注意を尽くさなかった過失があるとして、Yの債務不履行責任および不法行為責任を否定した事例（千葉地佐倉支判平一一・二・一七、判タ一〇一三号一九四頁）がある。

（四）事故発生後の注意義務

（1）救護措置義務

スポーツ事故により負傷した場合には、指導者は、その負傷の程度に応じた救護措置を取るべき注意義務があることはいうまでもない。突発事故の際に、特殊な器具、薬品を用いることなく、医師以外の者でも行ってよい範囲の救急措置として、(a)言語と疼痛刺激によって意識の有無を判定し、救急措置が行いやすいように仰臥位にする、

(b)気道を確保する、(c)無呼吸の場合は、呼吸吹き込み法などにより人工呼吸を開始する、(d)心拍動がない場合には人工呼吸に加え、胸骨圧迫マッサージも開始する、(e)できるだけ迅速に救急医療機関に連絡し搬送する、などの処置がある。

指導者の救急措置に過失なしとされた例には、④⑨高校三年のXが体育の自習授業として行われたソフトボールの試合において投手をしていたところ、打球が左腹部に当たって意識不明の状態になり、二週間後に虚血性全脳障害により死亡した事故につき、事故後の救急措置の過失が問われたが、「教諭らは、意識不明状態のXに対し、その気道を確保した上、養護教諭の指示の下に人工呼吸及び心臓マッサージを行うとともに、直ちに消防署に本件事故の発生を通報して救急車の出動を要請するなどしており、高校側はXに対し、遅滞なく(a)ないし(e)の心肺蘇生法を含む救急措置を実施したと評価できる」として学校の過失を否定した事例（宮崎地判平七・七・一〇、判タ八九三号二三三五頁）がある。そのほかにも、⑤⑩中学二年の男子生徒が体育水泳の授業で五〇mの自由型のタイム測定のため水泳中に溺死した事故につき、指導教諭が水着でなかったけれども、救助のためにとった行動は非難されることはなく、救急処置・救急態勢整備義務の違反もなかったとされた事例（神戸地判平二・七・一八、判時一三七〇号一〇三頁）や、⑤⑪高校ラグビー部の一年生が夏期合宿に参加し、タックルの基本練習中に転倒し、後頭部を板床で強打した後遺障害を負った事故で、県と開業医の責任が問われたが、指導教諭は本件事故について万全の措置をとり過失がないとして県の責任が否定され、また開業医にも負傷者の救助治療処置に不適切な点は認められないとして責任が否定された事例（長崎地判昭五八・六・二四、学判一〇二二頁）などがある。

救急措置につき指導者に過失ありとされた例としては、中学生が水泳の授業中に心不全により死亡した事故につき、担当教諭が直ちに心臓マッサージを施さなかったことを過失と認めた（右不作為と死亡との因果関係は否定し

た) 事例 (前掲判例⑨) がある。

(2) 救急医療機関への搬送義務

上述の応急手当や救急措置の後に、速やかに救急車等の手配をして適切な救急医療機関に搬送すべき注意義務があることはいうまでもない。

判例には、⑤②高校の女子生徒が暑熱環境下でバスケット部の練習中、脱水、熱中症状を呈し、練習終了後、急性心不全のため死亡した事故につき「指導担当教諭は、部員の身体状態が尋常でないことが認められるような場合には、身体の危険性に配慮し、救急車を手配するなどして直ちに医師の診断を受けさせる注意義務を怠った」として高校設置者の市に損害賠償(三〇〇六万円)を命じた事例(松山地判平六・四・一三、判タ八五六号二五一頁)、⑤③高校一年の相撲部員が他校との合同合宿に参加し、熱射病による急性心不全のため死亡した事故につき、顧問教諭は、部員が熱射病に罹患した場合、体を冷やすなどの応急処置をとるほか、意識喪失等重度の障害が見られれば直ちに医療機関に搬送すべき注意義務があるのにこれを怠った過失があるとし県に損害賠償(三六〇〇万円)を命じた事例(千葉地判平三・三・六、判タ七五七号一四二頁、東京高判平六・一〇・二六、判タ八八八号一七〇頁)のように過失を認めたものと、上記ソフトボールの打球による負傷死亡事故(前掲判例④⑧)のように、救急措置および救急車手配措置等をもって注意義務を尽くしたとして過失を否定したものとがある。

(3) 保護者等への連絡義務

スポーツ事故が起きその手当や措置をした場合に、負傷者が未成年者であるときは、その保護者に対し、今後の生活や経過観察のため必要な範囲で事故の状況を速やかに通知しておくべきであろう。

判例には、⑤④小学六年生が体育の時間に校庭でサッカーの試合に参加した際に、その右眼部に至近距離からプレ

イヤーの一人が蹴ったボールの直撃を受け、外傷性網膜剥離により失明した事故につき、担任教諭は被害児童の保護者に対する通知義務を怠った過失があったと判示した（これと被害児童の失明との間の因果関係は否定された）事例（東京高判昭五八・一二・一二、判時一〇九一号七二頁、最判昭六二・二・一三）がある。

ただし、その傷害の程度が軽く心配がないと判断したときは、通知義務はないといえよう。判例には、^⑤高校一年の授業で補強運動として生徒同士に肩車を行わせたが、体重の重い（七八・三kg）相手を持ち上げる途中その体重を支えきれず、相手を肩に乗せたまま腰が碎け尻餅をつき腰を傷めた生徒について、養護教諭がその生徒から状況を聞き、怪我が軽微な筋違いと判断し、腰に湿布をしただけで教室に帰らせ、生徒の担任や両親にも何の連絡もしなかったところ、後に第四腰椎圧迫骨折で一か月半の入院治療を要する怪我であることが分かった事故につき、高校設置者である都の安全配慮義務違反による責任が問われたが、担当教諭にも養護教諭にも過失はなかったとして請求を棄却した事例（東京地判昭六三・二・二二、判時一二九三号一一五頁、東京高判平元・二・二八、最判平元・九・二二）^⑥がある。

四　む　す　び

これまで論述したスポーツ事故責任をめぐる法的問題を要約して、本論稿のむすびとしよう。

まず、本論稿前半のスポーツ事故責任の成立要件についてであるが、因果関係は当然の前提としたうえで、過失と違法性と法的責任の関係を分かりやすくするため、違法性（*Injuria*）を縦軸に、過失（*Culpa*）を横軸にして図

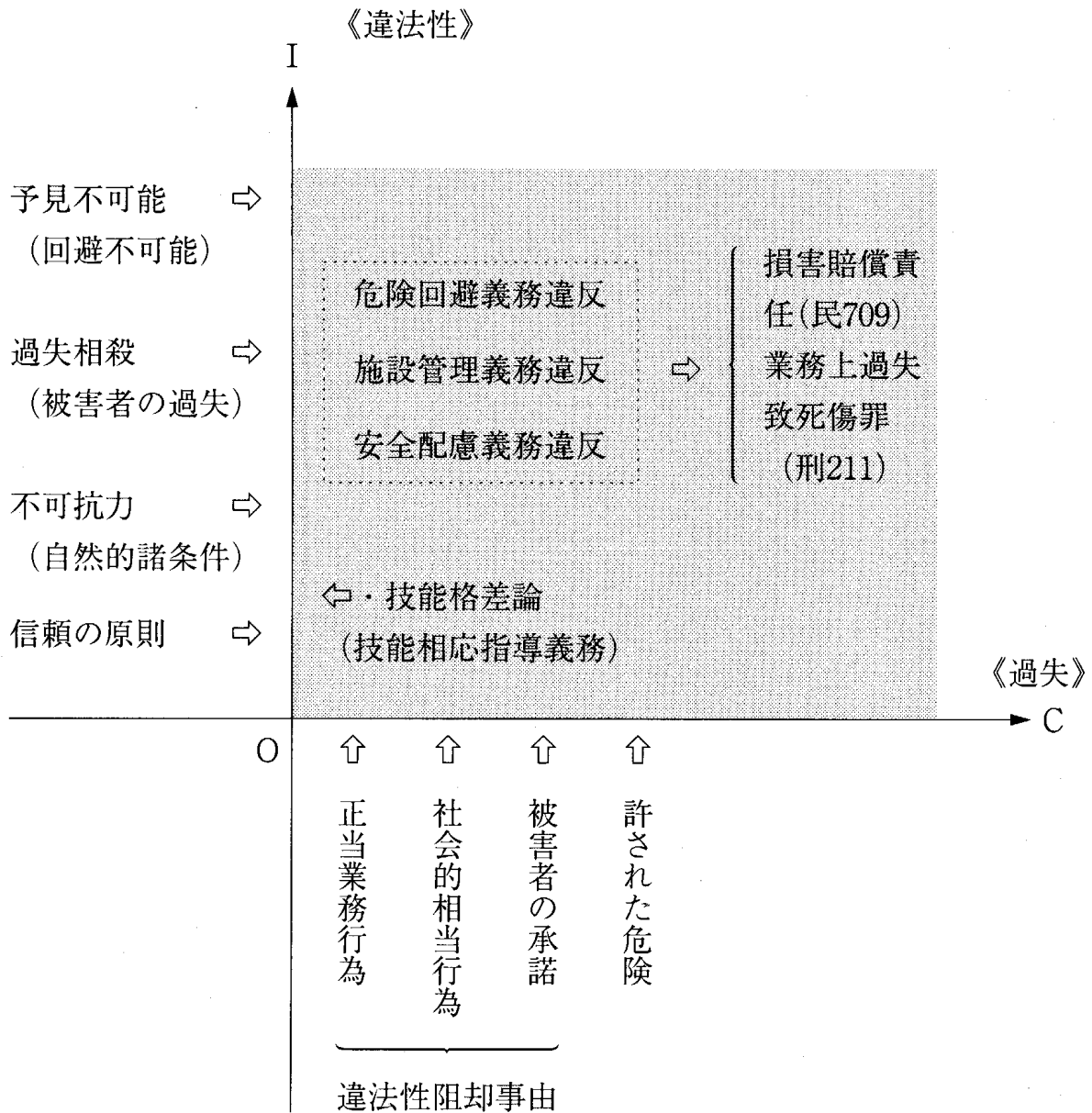
示すると、左図のように示すことができよう。

この図は、第一に、過失があり、かつ違法性があるとき、すなわち図の右上網掛けの領域にあるときに、法的責任が生ずることを意味する。第二に、過失の存否の境界はI O線で示され、これに対して、予見不可能(回避不能)・過失相殺(被害者の過失)・不可抗力(危険回避を困難にする自然的諸条件)・信頼の原則などの法理は、このI O線を右方向にシフトさせて責任領域を狭める要因となることを示す。第三に、違法性の存否の境界はC O線で示され、これに対して、正当業務行為・社会的相当行為・被害者の承諾(危険の引受)等の違法性阻却事由や許された危険の法理は、このC O線を上方方向にシフトさせて責任領域を狭める要因となることを示す。第四に、技能格差論(技能格差に応じて練習や競技をするよう指導すべき注意義務)の法理は、第二の場合とは逆に、I O線を左方向にシフトさせて責任領域を広げる要因となることを示す。このため、技能格差論を安易にスポーツ事故の過失認定基準として適用することには反対説がある⁷⁾。

次に、スポーツ指導上の注意義務を要約すると、第一に、事前指導の注意義務としては、スポーツ競技・練習等における安全確保のため必要な範囲で事前に参加者の健康診断、試走・試行、体調不調者の自己申告調査などの健康チェックを実施すべき義務(健康診断・検査施行義務)、スポーツ用具類による危険が生じないように必要な検査を行ってその安全を確認し、参加者にも用具の安全点検を行わせる義務(用具等の安全点検義務)、スポーツ競技・練習等の企画に当たり、必要な監視や救助体制を整える練習計画を策定すべき義務(実施計画の策定義務)、体育館やグラウンドなどで多数の者が多様なスポーツ種目を練習する場合に、適切な事故防止対策を検討し、その事故防止要項の周知徹底を図る義務(事故対策要綱の周知徹底義務)など注意義務が求められる。

第二に、競技実施に際しての注意義務としては、競技者が負傷することがないようにその資質・能力・目的等に

〔図〕 事故責任の成立要件関係
 (過失と違法性の判断基準)



応じ適切な手段・方法により指導し、競技者のレベルに適合するような施設設備あるいは用具類を選び、経験の浅い者に危険が生じないように特段の注意を払う義務（競技者の技量に応じた指導義務）、競技対戦者相互間に技能や体力等に格差があることにより重大な事故が起こることがないように相互の技能格差を考慮して（技能格差論）適切な対戦相手を選ぶよう配慮すべき義務（技能・体力格差の考慮義務）などの注意義務が求められる。

第三に、競技実施中の注意義務としては、競技者の安全確保のため監視員による監視や指導員による観察を継続すべき義務（競技監視・競技者観察の義務）、なかでも特に危険性のあるスポーツの競技や練習については指導者の「立会い」による監視義務（競技立会い義務）、その他、危険性を伴うスポーツ等の参加者に危険な結果が生じないように適切な指導をし必要な措置を講じる義務（いわゆる安全配慮義務）などの注意義務が求められる。

第四に、事故発生後の注意義務としては、負傷者に対してその程度に応じた救急措置（例えば、(a)言語と疼痛刺激により意識の有無を判定し、救急措置が行いやすいように仰臥位にする、(b)気道を確保する、(c)無呼吸の場合は人工呼吸を開始する、(d)心拍動がない場合には、胸骨圧迫マッサージも開始する、(e)迅速に救急医療機関に連絡し搬送する）を取るべき義務（救護措置義務）、速やかに救急車等の手配をして適切な救急医療機関に搬送すべき義務（救急医療機関への搬送義務）、スポーツ事故の手当や措置を受けた負傷者が未成年者であるときは、その保護者に対して、今後の生活や経過観察のため必要な範囲で事故の状況を速やかに通知すべき義務（保護者等への連絡義務）などの注意義務が求められるであろう。

(1) スポーツ事故責任に関しては、つぎの文献等が参考となろう。

伊藤堯『体育法学の課題』（道と書院、昭和五五年）。

伊藤進『学校事故の法律問題』（昭和五八年）。

奥野久雄「学校事故・スポーツ事故」法学セミナー増刊『不法行為』（昭和六〇年）一三七頁。

鍋山健「学校における部活動中の事故と不法行為責任」裁判実務大系第一六卷『不法行為訴訟法(2)』（青林書院、昭和六三年）二〇七頁。

伊藤進||織田博子「学校事故賠償責任の判例法理」判例評論三四七号〔判時一二五三号〕（昭和六三年一月一日）一三九八号〔判時一四〇九号〕（平成四年四月一日）。

根保宣行「ニュージーランドの一九九二年事故保障法とスポーツ」季刊教育法一〇八号（平成九年一月）五六頁。
スポーツ問題研究会『Q&Aスポーツの法律問題』（民事法研究会、平成九年）。

特集「スポーツ事故の防止と医療」季刊教育法一一七号（平成一〇年九月）。

(2) 俵正市・判例解説『教育判例百選』別冊ジュリスト四一四号（昭和四八年）一二八頁参照。

(3) 山吉剛・判例解説『教育判例百選』別冊ジュリスト四一四号（昭和四八年）一三〇頁参照。

(4) 山火正則・判例解説『教育判例百選（第二版）』別冊ジュリスト六四号（昭和五四年）一三四頁参照。

(5) 磯野弥生・判例解説『教育判例百選（第三版）』別冊ジュリスト一一八号（平成四年）一四六頁参照。

(6) 宇都木伸・判例解説『教育判例百選（第三版）』別冊ジュリスト一一八号（平成四年）一四二頁参照。

(7) 遠藤博也『国家補償法（上）』（昭和五六年）三一六頁、奥野久雄「公立学校の柔道部での練習中の事故と顧問教諭の指導上の過失」法律時報七一巻九号（平成一〇年）九七頁。

〔付記〕本稿は『第九回岩手県スポーツ医科学懇話会』（平成一一年（一九九九年）十一月二七日）の特別講演の原稿に若干の修正加筆をしてまとめたものである。